

生駒市文化財保護審議会会議録 要点筆記

- 1 開催日時 令和6年3月15日（金）午後4時30分～午後5時50分
- 2 開催場所 市役所4階 403・404会議室
- 3 出席者 （委員） 今木会長 谷山委員 中谷委員 吉川委員
（事務局） 八重生涯学習部長 清水生涯学習課長
井川生涯学習課長補佐
上田生涯学習課文化振興係長
西川生涯学習課文化振興係主任
錦図書館北分館長
（生駒ふるさとミュージアム）山内館長、川野副館長
- 4 欠席者 藤澤委員
- 5 会議の公開・非公開 公開 傍聴人 なし
- 6 案件
 - (1) 令和5年度事業執行状況
 - (2) 令和6年度事業計画
 - (3) 市指定文化財の新指定について
 - (4) その他

案件1:令和5年度事業執行状況

(事務局)内容説明

(今木会長)令和5年度事業執行状況について、ご意見・ご質問はございませんか。

－質疑なし－

案件2:令和6年度事業計画

(事務局)内容説明

(今木会長)令和6年度事業計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(吉川委員)学研高山地区第2工区の事業範囲が開発されることは仕方ないですが、当該地区が生駒市の須恵器窯を考えるうえで非常に重要な場所であることを確認しておきたいと思います。

これまでに生駒駅周辺の谷田・俵口等の包蔵地では、住宅開発に伴い多くの須恵器窯の存在が把握されていますが、古い時期の開発で、窯跡の詳細については判らないことも多いです。当該地はこれから開発される場所です。周知の窯跡以外にも須恵器の散布地があることから、現状で把握している窯跡の他にも奈良時代後半の窯跡が分布している可能性があります。現在、計画している試掘調査だけでなく、どの程度の窯跡がどの辺に分布しているのかを、緻密に踏査する必要があるのではないのでしょうか。

2点目は、工区外ですが、学研北生駒駅の北側から市道芝庄田線に接続する補完道路の建設予定地について指摘します。

「学研高山地区第2工区マスタープラン 概要版」の9頁図「骨格道路の位置づけ」を見る限りでは、計画ルートが飛鳥時代の法隆寺(いわゆる若草伽藍)の瓦を焼いた北倭村窯(県遺跡名は山田窯跡群。遺跡IDは:01D-0010)を横切る可能性があります。ここについても十分留意していただきたいです。

(事務局)1点目の踏査の件ですが、高山地区の大規模開発に伴い、平成5・6年度に県立檀原考古学研究所(以下、「檀考研」と記す)で全体を分布調査し、その中で遺跡の可能性があるとところについて平成8年度から試掘調査を行いました。

これらの調査では、次年度試掘調査予定地周辺(平成10年度、3次調査、第3調査区、6トレンチ)で須恵器と窯体片が出土しましたが、窯跡本体が確認できていないため、第2工区先行地区で切土工事を計画している箇所を調査する目的で、2箇所において試掘調査を予定しています。

ご指摘のありました踏査は、生駒市でも本年度3回行いましたが、奥地は雑木等が繁茂し、現状で人も入れないような荒れた状況で、緻密な踏査は困難です。試掘調査予定範囲の周辺は樹木伐採を予定していますので、まずは、その範囲の踏査を確実に実施したいと思います。

(事務局)2点目の補完ルートの件ですが、現在、学研推進室と工区外の事業内容については詳細を共有していません。今後確認して、改めて回答させていただきたいと思います。現状では、工区外の施工は先行して実施する予定はないと聞いていますので、先ほどお示した通り、2年間で先行エリアの範囲から試掘調査を進めていく予定です。

(吉川委員)2点目については、承知しました。補完ルートの計画については前述の内容を十分に留意し

てください。詳細な回答は不要です。

(吉川委員)1 点目の件ですが、工区内の分布調査については榎考研が既に緻密に踏査したということですか？

(事務局)工区内全体を踏査し、遺跡の可能性のある所を埋蔵文化財包蔵地として示しています。

(吉川委員)私も学生時代に踏査を行った経験があります。分布調査は(地図を片手に地形の変化点や遺物採集地点を記録していく)かなり手間暇がかかる作業です。緻密に終えていると理解してよいのでしょうか。

(事務局)報告書を読み取る限りは緻密な踏査が完了していると理解しています。

(吉川委員)信用することが大切ですが、もう一度どの程度までの踏査内容だったのか、榎考研に確認してもらえないでしょうか。

(事務局)本年度、奈良県文化財保存課と協議した際に、当時、榎考研で分布調査に携わった職員から踏査状況の話を直接お聞きしましたが、実際歩いた内容をお話し頂きました。同じことを聞くことになるかと思いますが、再度確認してみます。

(吉川委員)高山地区の窯跡が、生駒駅周辺の須恵器窯と同じ運命をたどらないように、事前に網を掛けたいというのが発言の意図です。再度の確認となりますが、先行地区の 4 地点では遺構を検出する可能性が高いですか？

(事務局)43・44 地点は、当時所有者との合意が得られず、未調査の箇所です。本年度踏査した限りは、遺構がないことを確認するような発掘調査になるかと考えています。

49 地点に関しては、2 箇所のトレンチを計画しています。過去の平成 10 年度の調査(3 次調査第 3 調査区 6 トレンチ)では、須恵器片と窯体片が出土しています。

45 地点に関しては、過去に10箇所トレンチ調査を行っており、そこでも多くの須恵器片と窯体片が出土していますが、窯跡本体が見つかっていません。現状は、雑木が多く、目的地に入れず踏査が困難な状況です。

(吉川委員)窯跡そのものを発掘調査で確認することも大切ですが、これまでわずかな須恵器片の散布しか認められていないような箇所の再踏査も時間が許せばお願いしたいと思います。

(事務局)雑木が密集し、立ち入れない所については、学研推進室と協議し、樹木伐採だけでも先行して実施し、踏査できる環境が整えられるように、働きかけていきたいと思っています。

(吉川委員)かなりの個数の窯跡が残っている可能性があることを念頭におき、調査を進めてほしいです。

(事務局)第二工区の内容については、まだまだ理解しづらい点があるかと思っています。こちらからも学研推進室に申し入れを行いますので、引き続き、ご指導をよろしくお願いいたします。

案件3:市指定文化財の新指定について

(事務局)内容説明

(今木会長)市指定文化財の新指定について、ご意見・ご質問はございませんか。

(谷山委員)ようやく指定文化財候補が示されましたが、歴史・民俗に限定されています。他の分野でも候補になるものが色々あると思います。

過去の審議会でも、委員から美術工芸分野の充実が必要との発言がありました。審議委員

の定員は7名以内となっているので、その方面での補充があればとの声も上がっていました。

現在は市史編さん関連で様々な分野の調査が進んでいます。ちょうど良い機会なので、各分野のメンバーの方々からも提案してもらえたら、新指定候補がもっと充実するのではないのでしょうか。

新指定は、一度に数件もまとめて行うことは(事務的な業務量も多くなり)難しいですので、他の専門分野の方にも入ってもらい、年に2件ずつぐらいのペースで進めていけば、継続できるのではないかと思います。ぜひ実行に移していただきたいと思います。

(吉川委員)谷山委員に賛成です。まずは着実に指定文化財を増やしていくことが必要です。市史編さんに関係する委員の方にも保護審議会に関わってもらう方法もあります。まだ2人分席が空いていますので、検討していただければと思います。

もう一つ、私が提案しました竹林寺旧境内についてお話しします。今回の新指定候補の中でも、一番やりにくい案件であることは承知しています。推薦した理由は、竹林寺周辺での住宅開発が進んでいるのが第一です。竹林寺は参道、本堂、裏山にかけて古い様相を残しています。大和の中世寺院としても重要な位置を占めており、その景観を守っていく必要があるというのが二つ目の理由です。この先、住宅開発が進行する前に網を掛けたいという想いもあり(既に北側は第二阪奈が通っているわけですが)、竹林寺南側の参道周辺(有里の公民館)から北側は農地のままの箇所もあり、指定を契機に景観が保存できればと考えています。

指定地をどの範囲に定めるかは、非常に難しい問題です。文化庁や自治体が(私有地で)国史跡の指定を進める際は、いろいろ地権者との折衝が必要になってきます。まずは歴史資料あるいは考古学的な検証に基づき範囲を定めたくて、所有者の賛同が得られた所から指定していくのが通例です。

竹林寺を市指定史跡とする場合、当時(中世)は寺域の東西南北(四至)の境界に結界石が建っていました(現在は本堂南東側前面に全て集め並べられている)ので、その結界石が建っていた場所の内側が大まかな旧境内の範囲に定められると思います。

その中で、考古学的な調査があればなお良いですが、結界石の建っていた内側を指定範囲と定め、同意の取れるところから少しずつ指定していく、ということができれば良いと思います。

竹林寺の場合、大半が寺所有だと思いますが、今後詳細な所有者確認も必要です。このような提案をした理由は、竹林寺旧境内にある国史跡行基墓、竹林寺古墳などと共に面的な保存が重要になってくるからです。これは竹林寺だけの問題ではなくて、他地域を含めた景観への対応策も必要であると思います。

だからこそ歴史的に重要なエリアを広く大きく守っていくという考え方が生駒市の文化財行政にも必要ではないかと考え、問題提起しました。

(今木会長)ほかにご意見ございませんか。

(中谷委員)奴行列の衣装と道具類ですが、平成13年頃、市で調査を行いました。その調査記録(員数、法量等)を記した調書と現物資料がわかりやすく対応しています。民俗学研究の関係者からも、乙田の生活の証を示す重要な民俗資料であり、散逸しないように指定をしておくべきだとの意見をもらっています。陣羽織などは大変美しい藍色が残っており、村人の手によって染められた痕跡も見受けられます。近代の少し新しい事例ではありますが、後世に残すべきものではな

いかと思っています。

(今木会長)他にご意見ございませんか。

(吉川委員)事務局からは、竹林寺旧境内に関連した固定資産税免除に係る調査報告もありがとうございました。個人所有の土地が国指定の史跡に指定されると、(現状変更等)様々な制約が掛かりますので、同意いただく所有者への負担軽減を目的として免除を行っています。県指定・市指定については、それぞれの自治体の裁量によるとのことでしたが、竹林寺旧境内についてはしっかりと調査・整備等が進められれば、国指定史跡まで上げられるレベルの素材です。住宅開発が進んでいるということからも緊急性があり、将来的に実施していくことも意識していただければと思います。

案件4:その他

(今木会長)案件4のその他に移ります。何かございませんか。

(事務局)特にありませんが、ひと言申し上げます。本日頂戴したご意見を踏まえて、取り組みを進めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(今木会長)他になければ、生駒市文化財保護審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。